

# 旧坂元中学校体育館 利用の手引き

---

体育文化センターの代替施設として『旧坂元中学校体育館』を利用します

連絡先（旧坂元中学校体育館内事務室）

☎ 080-2813-0864

電話対応時間 午前9時00分～午後9時00まで

※令和3年12月13日から使用開始となります

## 1 利用のご案内

(1) 利用時間 午前9時～午後9時30分

(2) 休館日 12月28日～1月4日

(3) 利用者 原則、町民の方（町内団体を含む）

(4) 申し込み手続き

受付場所 中央公民館または旧坂元中学校体育館内

受付時間 午前9時～午後9時（休館日を除く）

申請方法

〔団体の場合〕 ※「団体」とは、原則として5名以上のチームをいう。

◇原則として使用する月の前月1日から使用日の7日前までに「使用許可申請書」を提出してください。

◇原則として定期利用団体の場合は、使用する月の2か月前の1日から使用日の7日前までに「使用許可申請書」を提出してください。

◇大会・イベント等での利用は、原則中止とさせていただきます。

◇受付は先着順となります。

◇原則として電話による申し込みは受け付けておりません。

〔個人の場合〕

◇団体予約がない場合に使用可能です。

◇当日、旧坂元中学校体育館事務室で「個人利用者受付簿」に必要事項を記載してください。

使用料 ◇町内団体（個人）…無料

◇目的外での使用はご遠慮いただきます。

〔町内外の取り扱い〕

・町内団体

山元町体育協会の加盟団体登録チーム、町内企業のクラブチーム

・町内団体とみなす場合

本部（事務局）が町内に所在し、町内登録者が過半数の場合  
（保険加入等の名簿の写しを添付）（例10名のうち6名）

使用許可 申請書を受付（審査）し、使用許可書を発行します。  
 なお、以下に該当するときは使用を許可できません。  
 ・公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。  
 ・施設、設備等を毀損するおそれがあると認めるとき。  
 ・その他管理運営上不適当と認めるとき。  
 （例：使用許可を受けたにも関わらず、繰り返し、連絡もなく使用しなかった団体 など）

使用の取消し 使用を取りやめる場合には、速やかに「使用許可取消申請書」を提出してください。

使用の変更 使用許可の内容を変更する場合は、速やかに「使用許可変更申請書」を提出してください。

※各種申請書は、中央公民館及び旧坂元中学校体育館に常備しています。

#### （５）一般開放日について

趣 旨 誰もが、いつまでもスポーツに親しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができるようにするため、一般開放日を設けるもの。  
 また、町内体育施設の利用促進を図るもの。

#### 開放施設及び開放時間

毎週金曜日 午前 9 時から午後 9 時まで

毎週土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

※一般開放は、各 B 面とします。

※大会や町行事などにより、一般開放を中止する場合があります。

利用対象者 原則、町内在住者の個人（団体での使用はできません。）  
 午後 5 時以降は、中学生以下の利用はできません。（保護者同伴なら可）

使 用 料 無料

利用方法 当日、旧坂元中学校体育館内事務室で「個人利用者受付簿」に必要事項を記載してください。

注 意 事 項 競技種目は問いませんが、危険と判断される場合には使用を中止してもらうことがあります。

## 2 使用上のお願い

- (1) 利用開始・終了時間を厳守してください。許可を受けた使用時間には、準備から清掃・整理整頓までの時間を含みます。時間内に原状回復してください。
- (2) 使用後は、必ずモップをかけるなどの清掃を行ってください。また、使用した備品等は、必ず所定の位置に戻してください。
- (3) 使用後は、使用日誌に必要事項を記入し、管理人に提出してください。
- (4) 敷地内で飲酒・喫煙は行わないでください。また、アリーナ内での飲食は禁止です。(水分補給の場合を除きます。)
- (5) 館内は土足禁止です。裸足やスリッパでの運動はケガの恐れがあるのでご遠慮ください。
- (6) 広告類の掲示、配布、看板等の設置を行う場合は、事前にご相談ください。
- (7) 当日発生したゴミや空き缶等はお持ち帰りください。
- (8) 施設や備品等を破損または紛失した場合又は破損等を発見した場合は、必ず管理人に報告するとともに、日誌に記入してください。状況に応じて実費相当分を弁償していただきます。責任者の方に連絡をいたします。
- (9) 施設管理者に責のない施設内で起きた事故や怪我、盗難などについて施設管理者は一切の責任を負えませんので注意してご利用ください。
- (10) 第3者に使用の権利を譲渡または転貸することはできません。また、団体間での利用調整や鍵の貸借は行わないでください。
- (11) 許可なく募金、物品販売、その他これらに類する行為をしないでください。

## 3 その他

- ・ 災害時や公的事業等における使用を優先させていただきます。その場合、施設使用の変更、キャンセルをお願いする場合があります。
- ・ 管理者が注意しても指示に従わない場合、利用を中止してもらいます。なお、この場合、施設使用料は返金しません。
- ・ 怪我や事故が起きた場合は、施設管理人又は中央公民館にご報告願います。

## 4 施設概要

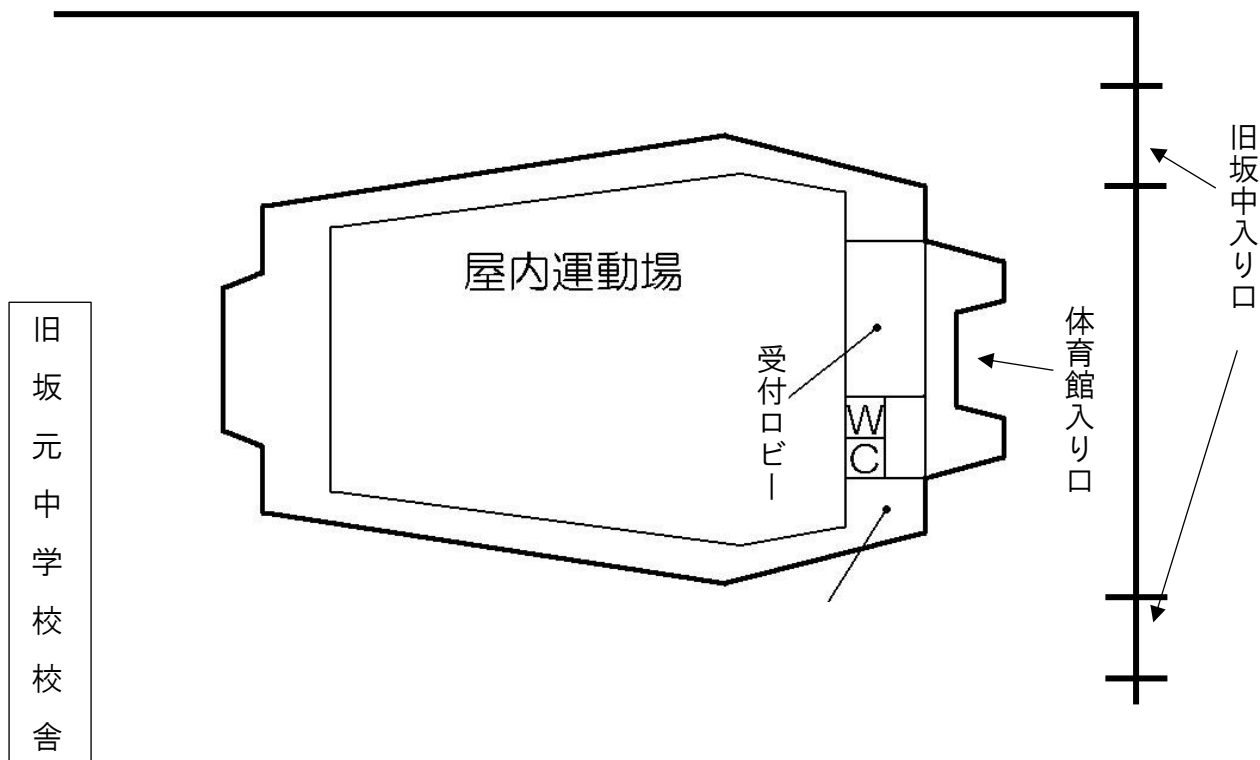
◇旧坂元中学校体育館 【電話番号：080-2813-0864】

- 1 所在地 山元町坂元字山作1番地
- 2 建築 平成7年3月

### **新型コロナ感染対策に考慮した利用をお願いいたします。**

- ・ 利用者の健康観察（利用時の参加者の把握に務めてください。）
- ・ マスクの持参（運動中以外のマスク着用）
- ・ 手洗い（アルコール消毒等を含む）
- ・ 密集・密閉を避け、定期的な換気の実施

← 至 夢いちごの郷



問い合わせ先 山元町中央公民館 TEL 0223-37-5116  
旧坂元中学校体育館 TEL 080-2813-0864